

## 個人情報保護担当委員会組織規程

### 第1条（目的）

本規程は、公益社団法人全日本病院協会（以下「本会」という。）が、認定個人情報保護団体業務規則第2条第1号に定める苦情および相談（以下「苦情等」という。）の処理を適切かつ迅速に行うため、本協会に設置する個人情報保護担当委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定め、対象事業者の個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

### 第2条（審議事項）

委員会は認定個人情報保護団体業務規則第6条第2号に定める事項について審議する。

### 第3条（組織）

委員会は、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法律家である委員
- (2) 有識者である委員
- (3) 会長の指名する本会の役員又は正会員
- (4) その他会長が必要と認めた者

2 前項第1号から第4号の委員は、会長が委嘱する。

3 第1項第1号から第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

### 第4条（委員長及び副委員長）

委員会に、委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 会長が担当理事を指名し、委員長は担当理事をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

### 第5条（意見の聴取）

委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

### 第6条（事務）

委員会に関する事務は、事務局において処理する。

### 第7条（補則）

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

### 附則（施行日）

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

- 2 改正・平成 25 年 5 月 18 日 (第 1 条、第 3 条 (3))
3. 改正・令和 4 年 6 月 24 日 (第 3 条 (1) (2) (3)、第 4 条 2 項)